

## 本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 2022 年 10 月 8 日

<b>本人</b> 氏名： 江森 富子 生年月日： 1937 年 12 月 3 日	<b>作成者</b> 氏名： 山田 花子 印 職業(資格)： ○○センター（介護支援専門員） 連絡先： ○○-○○○○-○○○○ 本人との関係： 江森さんのケアマネジャー
---	---

### 1 本人の生活場所について

自宅（自宅での福祉サービスの利用  あり  なし）

施設・病院

→ 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

### 2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日： 2022 年 9 月）  
 要支援（1・2）  要介護（1・②・3・4・5）  
 非該当
- 障害支援区分（認定日： 年 月）  
 区分（1・2・3・4・5・6）  非該当
- 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 \_\_\_\_\_）（判定 \_\_\_\_\_）
- 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

### 3 本人の日常・社会生活の状況について

#### (1) 身体機能・生活機能について

- 支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要  
（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

在宅で介護保険サービスを利用しながら、別居の長女の支援を得て生活を継続している。だが最近では、食材を大量に買い込んで腐らせたり、不要な商品を購入したり、また介護サービスの利用日や時間を忘れて、サービス提供が受けられないことなどがある。本人は介護サービスの内容に不満があるようで、今後、サービスの見直しが必要だろう。

#### (2) 認知機能について

- 日によって変動することがあるか： あり  なし  
（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。）

#### ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- 意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある  
 ほとんど伝達できない  できない

#### イ 日常的な行為に関する理解について

- 理解できる  理解できない場合がある  
 ほとんど理解できない  理解できない

#### ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- 記憶できる  記憶していない場合がある  
 ほとんど記憶できない  記憶できない

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している       認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない       認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 支障となる行動はない       支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある       支障となる行動がある

(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

以前、鍋を焦がしたことがあって、火の元が心配である。IHの導入も検討すべきでは。ヘルパーが来る日や時間を忘れてしまい、ヘルパーが支援に入れないときがある。食事や就寝の時間など、日常活動のサイクルが不規則になっている。薬を飲み忘れることがよくあるため、服薬管理に留意が必要である。

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上       月1回以上       月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる       特別な場合を除いてできる       日常的に困難       できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している       親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

日常的な金銭管理は本人が行っている。だが最近では通帳をなくすなど、日々の金銭管理が難しくなっている。以前通帳をなくしたときに、私が疑われたこともあった。最近、長女から、社協の日常生活自立支援事業や成年後見制度が使えないかと相談を受けた。

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

本人は持病や膝の病気を抱えており、現在の住居での生活を続けることに支障が出てきている。長女は、これ以上本人を支援する時間がとれないなかで、本人が一人暮らしを継続することについてかなり心配しているようだ。本人は自宅以外の生活についてはあまり考えておらず、今後どのように生活していくことができるか、転居の可能性を含めて検討することが必要になっている。

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。  
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。  
 その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

以前、後見制度について説明したとき、おおむね理解してもらえたようだ。しかし、長女にやってもらうのに手続きが必要なのが心配していた。また、長女は仕事や家庭のことが忙しく、頼むのは悪いという気持ちがあるようだ。それと以前、長女から、施設に入る可能性についての話をされたときに、強い抵抗感を持ったようだ。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

本人の認知機能は徐々に低下しており、支援体制をこれまでとは違う内容で検討することが必要だろう。家族の思いも鑑み、安易に施設入所という選択にならないようにするためには、周囲の支援者が、本人の意思や意向を尊重しつつ家族とも調整をとっていくこと、そのために関係者と連携体制をとり、チームとして本人を支えていく体制をつくっていくことが重要だろう。

1	氏名	江森 富子	男・ <b>女</b>
		1937 年 12 月 3 日生 ( 84 歳)	
	住所	東京都文京区本郷 7-3-1 伊藤コーポ302	
2	医学的診断		
	診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)		
	アルツハイマー型認知症		
	所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)		
	2019年頃から記憶力等の低下がみられる。HDS-Rでは30点中20点であり、軽度認知障害と認められ、症状は進行している。現在、当院にて定期的に通院加療を行っている。日常生活については、今のところ通所や訪問の介護サービスを利用しながら、一人暮らしの生活が可能となっているが、徐々に生活上の困難がみられるようになっている。		
	各種検査		
	長谷川式認知症スケール	<input checked="" type="checkbox"/> 20 点 ( 2022年 8月 2日実施)	<input type="checkbox"/> 実施不可
	MMSE	<input checked="" type="checkbox"/> 21 点 ( 2022年 8月 2日実施)	<input type="checkbox"/> 実施不可
	脳画像検査	<input checked="" type="checkbox"/> 検査名: MRI ( 2022年 8月 2日実施)	<input type="checkbox"/> 未実施
	脳の萎縮または損傷等の有無		
	<input checked="" type="checkbox"/> あり		
	所見 (部位・程度等) : 海馬などが一部萎縮している		
	<input type="checkbox"/> なし		
	知能検査	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施)	
		検査結果:	
	その他	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施)	
		検査結果:	
	短期間内に回復する可能性		
	<input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い	<input checked="" type="checkbox"/> 回復する可能性は低い	<input type="checkbox"/> 分からない
	(特記事項)		
3	判断能力についての意見		
	<input type="checkbox"/> 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。		
	<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。		
	<input type="checkbox"/> 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。		
	(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば、記載してください。		



(家庭裁判所提出用)

## 判定の根拠

## (1) 見当識の障害の有無

- 障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる  
 ( 季節や場所、時間などを間違うことがあり、生活において問題が生じるときがある。 )

## (2) 他人との意思疎通の障害の有無

- 問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない  
 ( 日常会話の意思疎通は特に問題なく行うことができる。ただし、社会的話題や今後の本人の生活など、複雑な内容の話題に関しては少し理解が困難なことがある。 )

## (3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物

- 問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

・一人での貯金のおし入れや家賃・公共料金の支払

- 問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

( 金銭管理に徐々に支障が生じているようである。 )

## (4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶 (財布や鍵の置き場所や、数分前の会話の内容など) について

- 障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

・過去の記憶 (親族の名前や、自分の生年月日など) について

- 障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

( 近時記憶力の低下がある程度みられる。若い頃の思い出などの遠隔記憶は保たれている。 )

## (5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

( 服薬をしばしば忘れていているようである。 )

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

※ 「本人情報シート」の提供を  受けた  受けなかった

( 受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。 )

以上のとおり診断します。

2022年 10月 20日

病院又は診療所の名称・所在地 東京都文京区弥生1-1-1 弥生クリニック

担当診療科名 心療内科

担当医師氏名 弥生 太郎



## 【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の介護・福祉担当者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します (事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)